

島根県報

号外第四号

平成十五年一月三十一日

(金曜日)

告示

内水面における共同漁業及び区画漁業の免許の内容等 (漁業管理課) の事前決定

目次

告示

島根県告示第八十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、内水面における共同漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成十五年一月三十一日

島根県知事 澄田信義

共同漁業の部

(一) 免許の内容たるべき事項及び関係地区

◎公示番号 内共第一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	しじみ	漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第五種共同漁業	こい	〃	〃
	ふな	〃	〃

2 漁場の位置

宍道湖並びに大橋川、佐陀川、平田船川、五右衛門川、新建川、忌部川及び斐伊川の一部

3 漁場の区域

宍道湖一円並びに次のア、基点第一号及びイを結ぶ線以西の大橋川(剣先川、八間川及び通称出古川を含む。)、朝酌川、セソから下流の京橋川、天神川、ウエ以南の佐陀川、キクから下流の五右衛門川、ケコから下流の新建川、オカから下流の忌部川、基点第六号とサを結ぶ線から下流の斐伊川並びに平田船川(シスから下流の湯谷川を含む。)

うなぎ	〃
わかさぎ	〃
しらうお	〃
すずき	〃
えび	〃

基点第一号 松江市竹矢町地内塩楯島東端に設置した標柱

基点第二号 八束郡鹿島町大字恵曇地内湊橋右岸下流側つけ根に設置した標柱

基点第三号 松江市乃白町地内福富井堰右岸下流つけ根に設置した標柱

基点第四号 簸川郡斐川町大字黒目地内相生橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第五号 簸川郡斐川町大字三纏地内山陰本線鉄橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第六号 出雲市上島町地内に設置した標柱(簸川郡斐川町大字阿宮字上阿宮地内赤川と斐伊川の合流の地点)

ア 基点第一号から三百五十四度の線と対岸との交点

イ 基点第一号から百七十四度の線と対岸との交点

ウエ 基点第二号湊橋下流端の線

オカ 基点第三号福富井堰下流端の線

キク 基点第四号相生橋下流端の線

ケコ 基点第五号山陰線鉄橋下流端の線

サ 基点第六号から三百四十九度の線と対岸との交点

シス 平田市平田町地内中の島大橋下流端の線
 セソ 松江市東本町、学園南東橋下流端の線

二 関係地区
 松江市、平田市、出雲市、簸川郡斐川町、八束郡鹿島町、玉湯町及び宍道町

◎公示番号 内共第二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 漁業種類 漁業の名称 漁業時期
 第五種共同漁業 あゆ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こい " "
 ふな " "
 うなぎ " "
 うぐい " "
 やまめ(あまご、降海型) " "
 やまめ・あまご含む) " "
 ごぎ(いわな含む) " "
 もくずがに " "

2 漁場の位置
 斐伊川

3 漁場の区域

次の基点第六号とアを結ぶ線から上流の斐伊川本流並びに支流

基点第六号 出雲市上島町地内に設置した標柱(簸川郡斐川町大字阿宮字上阿宮

地内赤川と斐伊川の合流の地点)

ア 基点第六号から三百四十九度の線と対岸との交点

二 関係地区

飯石郡三刀屋町、掛合町、吉田村、大原郡加茂町、大東町、木次町、仁多郡仁多町及び横田町

◎公示番号 内共第三号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 しじみ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

第五種共同漁業 あゆ " " " " " "

こい " "
 ふな " "
 うなぎ " "
 すずき " "
 やまめ(あまご、降海型) " "
 やまめ・あまご含む) " "
 ごぎ(いわな含む) " "
 もくずがに " "

2 漁場の位置

神戸川

3 漁場の区域

次の基点第七号とアを結ぶ線から上流オカに至る神戸川本流並びに支流。ただし、基点第八号とイを結ぶ線から下流の保知石川、ウエから下流の十間川を除く。

基点第七号 出雲市西園町向原四三〇四番九北端に設置した標柱

基点第八号 保知石川における旧簸川郡神西村と神門村との境界に設置した標柱

基点第九号 出雲市知井宮町真幸ヶ丘地内もちだ橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第十号 飯石郡赤来町大字下来島地内中国電力株式会社堰堤左岸下流端つけ根に設置した標柱

ア 基点第七号から三百四十四度の線と対岸との交点

イ 基点第八号から百四十一度の線と対岸との交点

ウエ 基点第九号もちだ橋上流端の線

オカ 基点第十号来島堰堤下流端の線

二 関係地区

出雲市、大田市山口町、簸川郡大社町、佐田町、飯石郡頓原町及び掛合町大字波多

◎公示番号 内共第四号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第五種共同漁業 あゆ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こい

〃

〃

ふな

〃

〃

うなぎ

〃

〃

やまめ(あまご、降海型)

〃

〃

やまめ・あまご含む)

〃

〃

ごぎ(いわな含む)

〃

〃

もくずがに

〃

〃

2 漁場の位置

来島貯水池並びに神戸川

3 漁場の区域

次のアイより上流の来島貯水池並びに神戸川本流及び支流

基点第十号 飯石郡赤来町大字下来島地内中国電力株式会社堰堤左岸下流端つけ

根に設置した標柱

アイ 基点第十号来島堰堤下流端の線

二 関係地区

飯石郡頓原町及び赤来町

◎公示番号 内共第五号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業 しじみ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

第五種共同漁業

こい 〃 〃

ふな 〃 〃

うなぎ 〃 〃

すずき 〃 〃

しらうお 〃 〃

えび 〃 〃

もくずがに 〃 〃

2 漁場の位置

神西湖及びこれに流入する河川

3 漁場の区域

神西湖一円並びに次の基点第八号とキを結ぶ線から下流の保知石川、クケから下流の十間川、基点第十一号とコを結ぶ線から上流の十間川、九景川、常楽寺川、姉谷川並びに後谷川

基点第八号 保知石川における旧簸川郡神西村と神門村との境界に設置した標柱

基点第九号 出雲市知井宮町真幸ヶ丘地内もちだ橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第十一号 簸川郡湖陵町大字差海字北組通称下橋井戸跡中央に設置した標柱

柱

キ 基点第八号から百四十一度の線と対岸との交点

クケ 基点第九号もちだ橋下流端の線

コ 基点第十一号から六十四度の線と対岸との交点

二 関係地区

出雲市東神西町、西神西町、神西沖町、大島町及び簸川郡湖陵町

◎公示番号 内共第六号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第五種共同漁業 あゆ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こい 〃 〃

ふな	うなぎ	うぐい	おいかわ(はえ)	すずき	やまめ(あまご、降海型)	やまめ・あまご含む)	ごぎ(いわな含む)	もくずがに
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

2 漁場の位置
江川

3 漁場の区域
次の基点第十二号とアを結んだ線から上流基点第十三号とエを結んだ線に至る江川本流及び支流(ただし、イウ及びオカから上流の江川支流を除く。)並びに邑智郡羽須美村地上田川、藤社川、青山谷川並びに同郡瑞穂町地内黒瀬川及び長瀬川

- 基点第十二号 江津市松川町太田地内に設置した標柱(旧江津町と旧松川村境界)
- 基点第十三号 邑智郡羽須美村地内両国橋左岸下流つけ根に設置した標柱
- 基点第十四号 邑智郡桜江町八戸地内島根県八戸ダム右岸下流つけ根に設置した標柱
- 基点第十五号 邑智郡桜江町大字八戸一八九四番地の三取水堰堤右岸下流つけ根に設置した標柱

- ア 基点第十二号から百十一度の線と対岸との交点に設置した標柱
 - イウ 基点第十四号八戸ダム下流端の線
 - エ 広島県双三郡作木村大字大津地内両国橋下流右岸つけ根
 - オカ 基点第十五号取水堰堤下流端の線
- 二 関係地区
邑智郡川本町、邑智町、大和村、羽須美村、瑞穂町、石見町、桜江町、江津市、大田市祖式町、飯石郡赤来町大字井戸谷及び塩谷

◎公示番号 内共第七号

一 免許の内容たるべき事項	一 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業	漁業時期
	第五種共同漁業	あゆ	あゆ	漁業	一月一日から十二月三十一日まで

こい	ふな	うなぎ	うぐい	おいかわ(はえ)	やまめ(あまご、降海型)	やまめ・あまご含む)	ごぎ(いわな含む)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

- 2 漁場の位置
八戸川貯水池並びに八戸川、日貫川、重富川及び家古屋川
- 3 漁場の区域
次のアイから上流の八戸川貯水池並びに八戸川、日貫川、重富川の本流及び支流並びにウエから上流の家古屋川本流及び支流
- 基点第十六号 邑智郡桜江町八戸地内島根県八戸ダム右岸上流つけ根に設置した標柱
 - 基点第十七号 邑智郡桜江町大字八戸一八九四番地の三取水堰堤右岸上流つけ根に設置した標柱

- アイ 基点第十六号八戸ダム上流端の線
 - ウエ 基点第十七号取水堰堤上流端の線
- 二 関係地区
邑智郡瑞穂町大字市木、石見町大字日貫、那賀郡旭町、金城町大字今福、久佐及び追原

◎公示番号 内共第八号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 漁業種類 漁業の名称 漁業の名称 漁業時期
 第五種共同漁業 あゆ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うなぎ
 やまめ(あまご、降海型)
 やまめ・あまご含む)

うなぎ
 こぎ(いわな含む)
 もくずがに

2 漁場の位置
 青尾貯水池及び周布川の一部

3 漁場の区域
 次のアイから上流の青尾貯水池並びに周布川本流及び支流
 基点第十八号 那賀郡弥栄村大字門田地内中国電力株式会社青尾堰堤左岸上流側
 つけ根に設置した標柱

アイ 基点第十八号青尾堰堤上流端の線

二 関係地区
 那賀郡金城町及び弥栄村

◎公示番号 内共第九号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 漁業種類 漁業の名称 漁業の名称 漁業時期
 第五種共同漁業 あゆ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こい
 うなぎ
 やまめ(あまご、降海型)
 やまめ・あまご含む)

こい
 うなぎ
 こぎ(いわな含む)

2 漁場の位置
 三隅川
 もくずがに

3 漁場の区域
 那賀郡三隅町大字湊浦地内山陰本線三隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川本流及び支流

二 関係地区
 那賀郡三隅町、弥栄村及び美濃郡美都町

◎公示番号 内共第十号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 漁業種類 漁業の名称 漁業の名称 漁業時期
 第五種共同漁業 あゆ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こい
 ふな
 うなぎ
 おいかわ(はえ)

やまめ(あまご、降海型)
 やまめ・あまご含む)

こぎ(いわな含む)
 もくずがに

2 漁場の位置
 高津川

3 漁場の区域
 次の基点第十九号とアを結んだ線から上流の高津川本流及び支流
 基点第十九号 益田市中島町大塚西地内に設置した標柱

ア 基点第十九号の対岸益田市高津町イ一一二八の七八番地先に設置した標柱

毎週火・金曜日発行

二 関係地区

益田市、鹿足郡津和野町、日原町、六日市町、柿木村及び美濃郡匹見町
制限又は条件

益田市地内山陰線鉄橋から下流の区域においては益田市(旧益田町)の益田市漁業協同組合員の入漁を拒んではならない。

(二) 免許予定日及び申請期間

1 免許予定日 平成十五年九月一日

2 申請期間 平成十五年三月一日から同年六月十五日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成十五年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

2 漁場区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

区画漁業の部

(一) 免許の内容たるべき事項及び地元地区

◎公示番号 内区第一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種区画漁業 こい雑魚養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡玉湯町大字林村地先(宍道湖の一部)

3 漁場の区域

次の基点第二十号、ア及び基点第二十一号を順次に結んだ線並びに陸岸とよって囲まれた区域

基点第二十号

八束郡玉湯町大字林村二二八〇番二地に設置した標柱

基点第二十一号 八束郡玉湯町大字林村一三四五番地先に設置した標柱

ア 基点第二十号から二百二十五度の線と基点第二十一号から三百

十五度の線との交点

二 地元地区

八束郡玉湯町大字林村、湯町及び布志名

◎公示番号 内区第二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種区画漁業 こい養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

蟠竜湖(益田市高津町地内)

3 漁場の区域

蟠竜湖一円

二 地元地区

益田市

(二) 免許予定日及び申請期間

1 免許予定日 平成十五年九月一日

2 申請期間 平成十五年三月一日から同年六月十五日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成十五年九月一日から平成二十年八月三十一日まで

2 漁場区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

平成十五年一月三十一日印刷
平成十五年一月三十一日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)